

毎週火、金曜日発行（但休日になるとき、翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇訓令 鳥取県文書事務処理規程の一部改正
- ◇告示 小規模事業指導費補助金交付要綱の廃止
土地収用法に基づく土地立入の通知
国民健康保険法によるその他の都道府県療養
取扱機関となる申出の受理
国民健康保険法により申出の受理があつたも
のとみなされる療養取扱機関
- ◇選管告示 政党、協会その他の団体の解散の際にお
ける収支に関する報告書要旨

別表一 課名記号表中「人事課 人」を「人事課 職厚」に、「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

「職業安定課 職安」を「職業安定課 職失」に、「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

「失業保険課 失保」を「失業保険課 失安」に、「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

「農政企画課 農企」を「農政企画課 農光」に、「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

「農業経済課 農経」を「農業経済課 農企」に、「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

「観 県庁舎建設管理事務所 建設」を削る。

訓令

鳥取県訓令第九号

本庁内部部局
甲類附属機関
地方機関
陸運事務所
社会保険事務所

鳥取県文書事務処理規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「人事課 職厚」に、「統計課 統」を「統計課 行」に改め、

「管理課 管」を「管理課 検」に改め、

附則
この訓令は、昭和三十八年五月一日から適用する。

告示

鳥取県告示第二百六十号

小規模事業指導費補助金交付要綱(昭和三十七年七月鳥取県告示第四百二号)は、昭和三十八年三月三十一日限り廃止する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県告示第二百六十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一條第一項ただし書の規定により、次のとおり土地立入の通知があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

起業者の名称	事業の種類	立ち入りとする土地の区域	立ち入りとする期間
建設大臣	一般国道九号線改良工事	西伯郡中山町大字塩津、岡下市、松河原、西伯郡名和町大字東坪、西坪、御菜屋、富長、大塚、西伯郡大山町大字国信、未吉、上方、平田、米子市久米町、東伯郡泊村大字小浜、石脇、宇谷、東伯郡北条町大字国坂、田井、北尾、弓原	昭和三十八年五月一日から昭和三十九年三月三十一日まで
日野川改修工事		米子市東八幡	
天神川改良工事		倉吉市宮川町、磯城、鴨、河内、耳、東伯郡関金町、松河原	
天神川砂防工事		東伯郡関金町野添	

鳥取県告示第二百六十二号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一條第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	法第三十七條第五項による都道府県名	同上受理年月日
耳鼻咽喉科小児科小田医院	鳥取市西町三丁目一〇五	東京都	昭三七、一二、一
桜井医院	立川町二丁目二三	全国	昭三八、三、四
鳥取博愛病院	瓦町九番地	"	昭四、四
中村歯科医院	米子市加茂町二丁目八番地	"	昭二、一
サンマリタン耳鼻咽喉科	久米町三番地	島根県 岡山県	昭三、二三
脇田医院	中町一二三番地	東京都	昭四、一五
米子病院	日原三四八	全国	昭三、二八

鳥取県告示第二百六十三号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七條第一項に規定する療養取扱機関として、同条第三項

その際における寄附及びその他の収入並びに支出の報告書の要旨を同法第二十条の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 福 光 正 義

政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨

一 種類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書

二 期間 昭和三十八年一月 一日から 昭和三十八年三月三十一日まで

三 報告書の要旨

鳥取県米子地方 野知浩之後援会	寄附及び収入の総額	一件千円以上	一件五百円以上	支出の総額	一件千円以上	一件五百円以上	報告書 受理年月日 昭和三十八年 四月十八日
	1	1	1	1	1	1	

四 主たる寄附者及び支出

イ 寄附者 該当なし

ロ 支出 該当なし

の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和三十八年五月二十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

同上受理年月日

療養取扱機関名	所 在 地	昭 和 三 十 八 年 五 月 二 十 四 日 上 受 理 年 月 日
松田医院	日野郡日野町根雨二二九	昭三七、七、一
由良歯科医院	東伯郡大栄町由良五五六	昭三八、一、一
福本薬局	鳥取市東品治町一〇の一	昭二、一、一
前場医院	倉吉市上福田五〇二の二	昭三、一、一
サンマリタン耳鼻咽喉科	米子市久米町三二番地	昭三、二、三
米子病院	〃 日原三四八	昭三、二、八
野島病院	倉吉市瀬崎町二、七一四の一	昭三、一、一

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条の規定により、次の団体から解散の届出があつたので